

岩手県告示第390号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和7年6月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1） 処分をした年月日 令和7年4月24日

（2） 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社小成良治商店

イ 主たる営業所の所在地 宮古市栄町1番23号

ウ 代表者の氏名 小成展弘

エ 許可番号 岩手県知事許可（般特－6）第7672号

（3） 処分の内容 消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

（4） 処分の原因となった事実 令和7年4月18日付けで消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

2（1） 処分をした年月日 令和7年3月24日

（2） 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社若狭住輝

イ 主たる営業所の所在地 大船渡市立根町字川原75番地3

ウ 代表者の氏名 若狭香輝

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－3）第90182号

（3） 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

（4） 処分の原因となった事実 令和7年3月24日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

3（1） 処分をした年月日 令和7年3月25日

（2） 処分を受けた者

ア 商号又は名称 沢田セメント工業所

イ 主たる営業所の所在地 宮古市津軽石第6地割1番地25

ウ 代表者の氏名 澤田信一

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－2）第120141号

（3） 処分の内容 とび・土工工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業に関する一般建設業の許可の取消し

（4） 処分の原因となった事実 令和7年3月24日付けでとび・土工工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

4（1） 処分をした年月日 令和7年5月15日

（2） 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社柴田産業

イ 主たる営業所の所在地 二戸郡一戸町鳥越字上野平17番地

ウ 代表者の氏名 柴田君也

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－2）第150132号

（3） 処分の内容 土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

（4） 処分の原因となった事実 令和7年5月15日付けで土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和7年3月25日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 金子建築

イ 主たる営業所の所在地 宮古市花輪11地割5番地

ウ 代表者の氏名 金子信男

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-3)第220201号

(3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和7年3月24日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 令和7年2月14日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社加藤重機

イ 主たる営業所の所在地 一関市大東町大原字八幡館46番地の6

ウ 代表者の氏名 加藤和平

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-3)第7083号

(3) 処分の内容 解体工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和7年2月13日付けで解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 令和7年2月7日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社佐々木工務店

イ 主たる営業所の所在地 花巻市湯口字山根80番地

ウ 代表者の氏名 佐々木繁樹

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-2)第7951号

(3) 処分の内容 土木工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和7年2月5日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。